

平成28年10月6日

ガス事業法第37条の7第1項において準用 する同法第10条第1項の規定による事業の 譲渡し及び譲受けの認可について

中国経済産業局及び中国四国産業保安監督部から、イワタニ山陰株式会社（法人番号 5280001000090）及び 島根中央マルキ株式会社（法人番号 3280001003913）によるガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第1項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準Ⅰ. 第1 1.（16）で準用する審査基準Ⅰ. 第1 1.（5）で準用する審査基準Ⅰ. 第1 1.（11）⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められましたので、別紙のとおり中国経済産業局長及び中国四国産業保安監督部長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20161003 中国第 16 号
平成 2 8 年 1 0 月 6 日

中国 経済 産業 局長 殿
中国 四国 産業 保安 監督 部長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第 3 7 条の 7 第 1 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可について（回答）

平成 2 8 年 1 0 月 3 日付け 20160926 中国第 11 号及び 20160926 中四産保第 8 号 により貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第 3 7 条の 7 第 1 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定による事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成 1 2 ・ 0 9 ・ 2 8 資第 8 号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。） I. 第 1 1. (1 6) で準用する審査基準 I. 第 1 1. (5) で準用する審査基準 I. 第 1 1. (1 1) ⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること」に適合していると認められました。